

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和元年六月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十一年三月十五日奈良県指令建第一〇二―二一六号

令和元年五月九日奈良県指令建第一〇二―二一六―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年六月五日建第九四二九号

公共施設に関する工事の検査済証 令和元年六月五日建第五三九五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市杉本町三五六番一、三五六番三及び三五七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市櫛本町九七〇番地

株式会社あおぞらホーム 代表取締役 青木俊文

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市杉本町三五六番一及び三五七番一の各一部

下水道 天理市杉本町三五七番一の一部

一 許可番号

平成三十年十一月二十六日奈良県指令建第一〇二―一三二号

令和元年六月四日奈良県指令建第一〇二―一三二―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年六月六日建第九四三〇号

公共施設に関する工事の検査済証 令和元年六月六日建第五三九六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字西之宮一五〇番一、一五〇番一六、一五〇番一七、一五〇番一八、一五

〇番一九、一五〇番二〇、一五〇番二一、一五〇番二二、一五〇番二三、一五〇番二

四、一五〇番二五、一五〇番二六、一五〇番二七及び一五〇番二八並びに檀原市石原田町八〇番一、八〇番二、八〇番五、八〇番六、八〇番七、九二番二の一部及び九二番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡田原本町大字阪手六三二番地二

株式会社ティーズコーポレーション 代表取締役 竹村満

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字西之宮一五〇番一、一五〇番一六及び一五〇番一七並びに檀原市石原田町八〇番一、八〇番二、九二番二の一部及び九二番九

下水道 桜井市大字西之宮一五〇番一、一五〇番一六及び一五〇番一七の各一部並びに檀原市石原田町八〇番二の一部